

和光市栄養管理システム
導入事業者公募要領

令和4年9月

和光市教育委員会

1 目的

和光市はこれまでシステムを導入したことがなく、Excelシートでの栄養管理計算を行ってきました。献立原案決定後、各校の状況に応じて食材変更や分量見直し、発注書作成、各帳簿の作成・印刷をExcelデータで行っていますが、食品成分表のアップデート作業含め処理に時間がかかり、業務負担が膨大となっています。

今後、より円滑に業務を遂行し、継続して安全・安心な給食提供を行うため、新たに栄養管理システムを導入することとしました。

複数の事業者から豊富な経験に基づく提案を受け、審査を行い、より安全で質の良い給食を提供できる最適の事業者を選考するため、事業者の公募を行います。

2 事業内容及び導入先

(1) 事業名

和光市栄養管理システム導入等業務

(2) 業務内容

別添「和光市栄養管理システム導入業務仕様書兼確認書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに

(3) 導入先

和光市立小中学校12校・和光市教育委員会1校

(4) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(5) 契約料の見積限度額（令和4年度）

① 3,834,600円（導入委託料）

② 184,800円（年間栄養管理システム保守委託料）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、契約業務の規模を示すものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないこと。

※当該業務契約に係る市の歳出予算について減額又は削減があった場合、契約の変更又は解除することができるものとする。

3 参加資格・条件

- (1) 埼玉県内で公立小中学校への導入実績が5年以上あること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）第18条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (5) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年要綱第23号）別表に規定する者でないこと。
- (6) 法人に関する国税及び地方税を滞納していないこと。

4 業務委託実施までのスケジュール

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和4年9月1日(木)～令和4年9月22日(木)までの間の市役所開庁日
午前8時30分から午後5時まで

イ 配布場所 和光市役所4階 和光市教育委員会学校教育課

和光市ホームページからのダウンロードも可能

(2) 質問の受付等

ア 受付 FAX又は電子メールにより提出

イ 受付期間 令和4年9月1日(木)～9月8日(木)

(3) 質問書回答

令和4年9月22日(木) 質問した事業者へFAX又は電子メールにより回答

(4) 公募申請書の締切

令和4年9月30日(金) 午後5時まで(郵送不可)

(5) 第1次選考(書類審査)

令和4年10月17日(月) 予定

(6) 第2次選考(プレゼンテーション及びヒアリング)

令和4年11月2日(水) 予定

(7) 優先事業者の決定・協議

令和4年11月2日(水) 予定

(8) 導入開始

令和4年11月中旬以降

5 提出書類

提案書等の提出書類は、次のとおりとし、様式に定めのないものは、A4版で任意の書式とします。

※正式な提案書等は1部とし、残りの提出部数はコピーでも構いません。

※提出書類は各書類に見出しを付して、A4フラットファイルで提出してください。

No.	書類名	提出部数	概要
1	公募申請書	1部	様式1
2	法人の概要	8部	定款等会社の沿革、組織概要がわかる資料とする。 (企業パンフレット等の添付可)
3	法人の決算書	8部	申請日の属する年度の前2事業年度分
4	法人の登記簿謄本	1部	提出日前3ヶ月以内に発行されたもの
5	定款	1部	最新のもの
6	国税・地方税の納税証明書	1部	直近2年分のもの
7	本業務に対する理念	8部	システムを通じた給食管理業務に対する考え方
8	業務実績	8部	学校栄養管理システム業務の実績及び本システムを導入する上での職員体制について

9	作業体制・バックアップ体制	8部	導入のための実施体制、導入後の保守・バックアップ体制。ソフトウェア不具合発生時の緊急対応体制について
10	機能・帳票	8部	システムの概要・構成・機能等について システム全体像のイメージ図等 想定される課題や問題点がある場合についての解決方法・実現方法 法改正等に対する対応方針、拡張性に関する考え方 出力可能な帳票一覧 (企業パンフレット等の添付で代替可)
11	操作性	8部	操作マニュアルや研修内容等
12	情報セキュリティ	8部	データベースの概要（クラウドの場合）及びセキュリティ対策 データ管理、操作ログ管理、データバックアップ管理、ウイルス対策等
13	運用・保守	8部	障害対応 運用保守内容（保守対応と保守範囲外等含む）
14	和光市栄養管理システム導入業務仕様書兼確認書	8部	和光市ホームページに様式掲載
15	見積書	8部	①システム導入経費（初年度） ②次年度以降の保守・運用経費

6 選考評価の基本方針（審査項目等）

(1) 企業概要等について

- ア 栄養管理システム導入に対する考え方、意欲について
- イ 経営状況について
- ウ 業務実績及び作業体制・バックアップ体制について

(2) 管理運営体制について

- ア 機能・帳票・操作性について
- イ 情報セキュリティについて
- ウ 運用・保守について
- エ その他

7 選考・契約方法等について

(1) 事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、別に定める「和光市栄養管理システム導入事業者選考委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定します。

選考にあたっては、第1次審査の結果により、第2次審査によるヒアリングを行い選考委員会の審査結果に基づき教育長が優先交渉権者を決定します。

(2) 審査結果

第1次審査及び第2次審査における選考結果は、該当事業者全員に通知します。また、第2次審査における選考結果は、市のホームページで公表します。

(3) 仕様書の確定及び契約締結等

ア 仕様書等の確定の協議

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、仕様書の内容を確定します。

イ 契約締結予定者の決定及び契約手続き

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、契約を締結するものとします。

(4) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。

ア 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。

イ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。

ウ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(5) その他

審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合があります。また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできません。

8 留意事項

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁ずる。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めない。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出する書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、事業者選考の実施に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しない。

(6) 著作権

ア 事業者の決定までの間、提案書類の著作権は事業者に帰属する。ただし、市は、事業者選考実施に関する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

イ 事業者の決定後、選考された提案書類の著作権は市に帰属し、選考されなかった提案書類の著作権は応募者に帰属するものとする。

9 書類提出先・問い合わせ

和光市広沢1番5号

和光市教育委員会学校教育課（市役所4階）

電話 048-424-9149

FAX 048-464-7901

電子メール h0200@city.wako.lg.jp